

12-1 石材施工職種(石材加工作業)

2011.12.26

<p>作業の定義</p>	<p>大理石(石灰岩)、花こう岩〔御影石(みかげいし)〕等の石材を、手道具又は石工用機械を使用して、切断、表面研磨、像刻み、碑文彫り、石塔・石臼(いしうす)等の加工仕上げを行う作業をいう。</p>	
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)石材加工作業                  ①石材加工の段取り作業                  1.石材の選定作業                  2.墨出し作業                  3.小割り作業                  ②石材加工作業                  1.表面加工作業                  2.薬研(やげん)彫り加工作業                  3.筋彫り加工作業                  4.面取り加工作業                  5.荒ざり及び水磨き作業                  (2)安全衛生作業                  ①雇入れ時等の安全衛生教育                  ②作業開始前の安全装置等の点検作業                  ③石材施工職種に必要な整理整頓作業                  ④石材施工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業                  ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業                  ⑥安全装置の使用等による安全作業                  ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業                  ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">} ※</p>	
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業                  ①石張り作業                  ②石切出し作業                  ③とび作業                  ④かわらぶき作業                  ⑤左官作業                  ⑥れんが積み作業                  ⑦築炉作業                  ⑧ブロック建築作業                  ⑨コンクリート積みブロック施工作業                  ⑩タイル張り作業                  ⑪造園作業                  (2)周辺作業                  ①製品の構内運搬作業                  ②梱包・出荷作業                  ③各種揚重運搬機械の運転作業(機械に応じて特別教育、技能講習等が必要。)                  ④玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。)                  (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)                  上記※に同じ</p>	
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①石材                  一つ以上必ず使用すること。                  1.花こう岩                  2.はんれい岩(閃緑岩:せんりよくがん)                  3.安山岩                  4.砂岩                  5.粘板岩                  6.凝灰岩                  7.大理石(石灰岩)及びびじゃ紋岩</p>	<p>②石材施工用材料                  必要に応じて使用すること。                  1.セメント                  2.骨材                  3.コンクリート                  4.裏込め材                  5.接着剤                  6.シーリング材                  7.金具類</p>
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①器具等                  4を含む二つ以上必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。                  1.墨出し用器具                  2.下ごしらえ及び加工用器具                  3.取付け及び据付け用器具                  4.各種保護具(保護眼鏡、安全靴、安全帽、防塵マスク等)</p>	<p>②機械、設備等                  一つ以上必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。                  1.大のこ切断機                  2.丸のこ切断機                  3.搾孔(さっこう)機                  4.表面加工機                  4.1研磨機                  4.2焼成機                  4.3ウォータージェット機                  5.繰型機                  6.彫刻用機器                  7.足場                  8.仮設支持台                  9.揚重運搬設備</p>
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①霊園、神社・仏閣、庭園に関する石製品                  1.神社仏閣用(鳥居、狛犬、狐、仏像等)                  2.墓石、墓標、石塔、灯籠、表札、エクステリア製品、塀、社標、寺号標等                  ②彫刻に関する石製品                  1.庭園の飾り(蛙、亀、梟、石橋等)                  2.記念碑、石像、造型作品等</p>	
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.印鑑製造作業                  2.硯製造作業                  3.かわら製造作業                  4.れんが製造作業                  5.コンクリート積みブロック製造作業                  6.タイル製造作業                  7.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>	